

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	変更年月日
ライフ訪問看護ステーション	(旧)広島市佐伯区五日市中央3-4-9-203	令和6年7月13日
	(新)広島市佐伯区五日市中央3-4-9-103	